

令和5年2月伊奈町農業委員会総会議事録

令和5年2月27日（月）

議 事 録

会 議 名 令和5年2月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和5年2月27日（月）

開会時刻 午前 9時55分

閉会時刻 午前10時25分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 12 名

欠 席 委 員（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

議事録署名 大塚 俊雄 小林 久雄

事務局職員 大野局長、岡野補佐、石井主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻前ではございますが、只今から令和5年2月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員全8名の出席でございます。

推進委員も全員出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは 戸井田会長 よろしく願いいたします。

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（9：55開会）

議長

ただいまから、令和5年2月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては大塚俊雄委員、小林久夫委員を指名しますので、よろしく願いします。

それでは、事第1号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明に関する審議を行います。番号1番と2番は関連がありますので一括して議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号1番及び2番について土地の表示、証明する者の住所・氏名及び経営状況等説明。

この議案につきましては、1番及び2番について、関連する事案でありますので、併せて説明させていただきます。

それでは、まず相続税の納税猶予の適格者証明について説明させていただきます。この制度は、相続によって取得された農地の全部又は一部で、今後も引き続き農業経営を行うということを税務署に申告をし、相続税の納税の猶予を受けるものでございます。

申告にあたり、相続人は納税猶予の適格があるとする旨を証明する農業委員会発行の証明書が必要となっております。この証明書の交付が可能かを委員会で審議するものでございます。

納税の猶予が認められますと、市街化区域内の農地では、20年自作による農業経営を続けた場合、また、調整区域内の農地については、次の相続が発生するまで終身継続した場合に相続税の納税が猶予（免除）されます。

しかし、その猶予の適用を受けた農地の20パーセントを超える部分が譲渡又は転用されますと猶予が打ち切れ、相続税全額に利子税を加えた額を納付することになっております。

相続税の納税猶予の特例制度の適用を受けることができる農業相続人は、被相続人の相続人で、相続税の申告書の提出期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者のこととあります。この期限とは、相続の発生を知った日から10か月以内です。農業経営を行う者とは、専業でなくても、耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行う者のことをいいます。

したがって、相続人が農業の傍ら会社、官庁等に勤務するなど他に職を有している場合であっても、耕作等を継続的に行っている限り、農業相続人に該当するものとして取り扱われます。

お手元に配布しました資料をご覧ください。

添付書類につきましては、申請書、特例適用農地等の明細書、位置図、土地登記簿謄本、公図、農地取得後における作付け計画書、遺産分割協議書でございます。

今回申請の〇〇さんは蓮田市の農家でありまして、伊奈と蓮田の農地を相続し、両方の農業委員会に証明書の発行を申請しております。蓮田市の農業委員会に問い合わせた所、同市内の対象農地についても適正に管理耕作されているとのことで証明書を交付する予定であるとのことでした。

伊奈町の農地も確認しましたが、適正に管理耕作されておりました。

よって、証明を交付することについて、問題ないものと思われれます。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付してよろしいか、ご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

付近で耕作している方に話を聞いたが、適正に管理耕作されており問題ないと思います。

議長

ほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、1番及び2番については、申請のとおり可決・決定することに決定しました。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。大野局長よろしくお願いたします。

大野事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・農地の一時転用について
- ・農業委員会視察研修について
- ・農業委員の綱紀粛正について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

3月24日、金曜日、伊奈町役場、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これもちまして、閉会とします。

(10:25閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和5年2月27日

会 長

署名委員

署名委員
